

公益社団法人日本ラクロス協会定款

平成30年5月14日 制定

令和4年4月1日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ラクロス協会と称する。英文では Japan Lacrosse Association と表示し、略称を J L A 又は Japan Lacrosse とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(支部及び連盟)

第3条 この法人は、内部に日本学生ラクロス連盟、日本クラブチームラクロス連盟（以下総称して、「連盟」という。）をもつ。また、必要に応じて、加盟団体、準加盟団体又はこの法人の地方事務所・支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、日本ラクロス界を統括し代表する、国際ラクロス連盟 (World Lacrosse) に認定された唯一の団体として、ラクロスを通じた豊かなスポーツ文化の創造、及び人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献し、国際親善に寄与することを目的とする。その基本理念については、別に定める「日本ラクロス協会 理念・VISION・VALUES」による。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ラクロスに関する国内競技大会の企画・開催、後援
- (2) ラクロスに関する競技規則の制定及び公認審判員の育成・認定
- (3) ラクロスに関する国際競技大会の企画・開催
- (4) ラクロスに関する国際競技大会への代表選手団の派遣
- (5) ラクロス初心者等への導入支援、人材育成
- (6) ラクロスに関する安全性の向上、練習・トレーニング方法の確立・啓蒙、指導者の育成・認定
- (7) ラクロスの国内・アジア地域における普及促進
- (8) 国際ラクロス連盟 (World Lacrosse) 及び関連国際団体への協力

- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。但し、当該事業の実行を海外で行う必要がある場合は、海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 競技団体会員：この法人の目的に賛同し、入会が承認された競技団体
 - (2) 競技会員：この法人の目的に賛同し、会員登録申請書の提出及び年会費の納付によりこの法人に入会が承認された個人
 - (3) 賛助会員：この法人の目的及び事業を賛助するため、入会が承認された個人又は団体
 - (4) 協力会員：この法人の目的及び事業に自主的かつ無償にて運営に協力すべく意思表示し、入会が承認された個人
- 2 会員は、この法人が行う事業に参加することができる。
- 3 第1項の会員のうち競技団体会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 4 会員に関する事項は、定款に定めるほか、会員規約によって定め、理事会が入会承認等必要な手続きを行うものとする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、別に定める会員規約の定めるところにより、入会を申請した際、及び更新又は継続を申請した際に、会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の懲戒処分)

第10条

会員が、会員規約又は倫理規程に定める懲戒事由に該当した場合は、理事会の決議により、これらの規約又は規程に定める懲戒処分をすることができる。但し、競技団体会員の除名については、社員総会において、第18条第2項の決議によることを要する。

2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会員規約その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の品位を著しく傷つけたとき、又はこの法人の秩序を乱したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

3 前項に定めるものを除き、別に理事会決議により定める倫理規程に列挙する事由が、会員にあったときは、この法人は当該会員に対し、倫理規程に基づき、会員資格の停止・戒告などの懲戒処分をすることができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げるいずれかの事由に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は解散したとき。
- (2) 会費を支払わない状態が10年間継続したとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費に関する定め（賛助会員・協力会員に関するものを除く）
- (8) 会員の入会に関する定め
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理

事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 事前に電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得た社員に対しては、電磁的方法にて招集の通知を行うことができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長からの付託により、他の理事、又は事務局長が代行することができる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1団体につき1個とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、この法人が事前に電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を行った場合に、代理権を証明する事項を電磁的方法により提出することができる。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名以上4名以内を代表理事とすることができる。

- 3 代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とすることができる。
- 4 代表理事のうち、1名を会長とすることができる。
- 5 代表理事のうち、1名を理事長とすることができる。
- 6 代表理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事(前条第4項ないし第6項に規定する各役職を含む)及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当協会を代表し、運営の統括的な指針を示し、また、その業務の一部を、理事会の承認を経て、理事長に委任できる。
- 3 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、全般の業務執行を総覧しその活動を統括する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、定められた担当業務を執行するとともに、理事会を通じて代表理事を補佐する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対しては、社員総会の決議により別に定める役員報酬に関する規程に基づき、報酬等を支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、方法第115条第1項に定める非業務執行理事等との間での前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、方法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の報告及び決議の省略)

第33条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、法人法に基づき、定款第22条第5項の報告については適用しない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事会で承認した事業計画書及び収支予算書については、社員総会にて報告を行う。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(内規)

第44条 この法人の内規は、理事会の承認を経て別に定めることができる。

附 則

(設立時理事、設立時代表理事、設立時監事)

1. この法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次のとおりとする。

(内容略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

2. この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(内容略)

3. この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条所定の公益認定を受けた際には、本定款の「一般社団法人」とある部分は、「公益社団法人」と読み替えるものとする。

4. 第37条、第41条は、この法人が前項の公益認定を受けることを条件として施行する。

平成30年5月14日 作 成

平成30年5月23日 定款認証

平成30年6月1日 登 記

令和3年12月26日 改 正

令和4年4月1日 改 正